

# 相談室 Q&A

## 年金関係

# Q

### 年金の給付水準決定で話題となった「マクロ経済スライド」とは何か

2015年度の年金額の改定について「マクロ経済スライド」が実施されると聞きました。これはどういうもので、年金額の計算にどのような影響を及ぼすのか、ご教示ください。

(滋賀県 P社)

# A

「マクロ経済スライド」とは、現役世代の減少率や平均余命の伸び率に応じて、年金額の給付水準を調整する仕組みのことで、2015年度の年金額は実質的に減額される

回答者 松山 陽 まつやま あきら 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

## 1. マクロ経済スライドとは

マクロ経済スライドとは、2004年の年金制度改正において導入された仕組みであり、社会全体の公的年金制度を支える力（現役世代の人数）の変化と平均余命の伸びに伴う給付の増加というマクロで見た給付と負担の変動に応じて、年金の給付水準を自動的に調整する仕組みのことをいいます。

年金は、通常の場合、賃金や物価の伸びに応じて、毎年、額が改定されます。例えば、物価が上昇すれば、その分、年金額も上昇し、実質的に年金額の価値が変わらない仕組みになっています。ただし、この「マクロ経済スライド」が発動されると、賃金や物価の上昇により改定される乗率（改定率）から現役世代の被保険者数の減少と平均余命の伸びに応じて算出した率（スライド調整率）を差し引くことによって、年金の給付水準が調整されることとなります。

なお、このマクロ経済スライドの仕組みは、賃金や物価がある程度上昇する場合には[図表1]①のようにそのまま適用されますが、賃金や物価の伸びが小さく、適用すると年金額が下がってしまう場合には、調整は年金額の伸びがゼロになるまでとどめます[図表1]②。

また、賃金や物価の伸びがマイナスの場合は調整を行わず、賃金や物価の下落分のみ年金額を下げることになります[図表1]③。

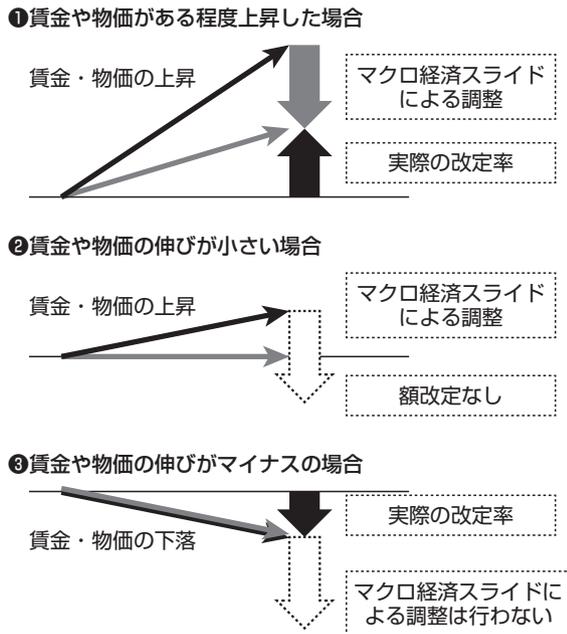
一方、2000年度から2002年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、特例法でマイナスの改定をせずに年金額を据え置いたことにより、2013年9月分までは、本来の年金額よりも2.5%高い水準（特例水準）で支払われていました。マクロ経済スライドは、この特例水準を解消した後に発動することとしていたため、これまでマクロ経済スライドが発動されることはありませんでした。

将来の年金受給者である現役世代の年金水準を確保する観点から、2013年から3年間でこの特例水準を解消（2013年10月から-1.0%、2014年4月から-1.0%、2015年4月から-0.5%）することになりました。2015年4月以降は完全に特例水準が解消され、初めてマクロ経済スライドが発動されることになりました。

## 2. 年金額への影響

年金額は、前述のとおり、賃金や物価に連動する仕組みとなっています。年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）は名目手取り賃金変動

**図表1 賃金、物価の伸びとマクロ経済スライドの調整**



資料出所：日本年金機構

率によって改定し、受給中の年金額（既裁定年金）は購買力を維持する観点から物価変動率によって改定されることになっています。ただし、賃金水準の変動よりも物価水準の変動が大きい場合には、既裁定年金も名目手取り賃金変動率で改定される旨が法律に規定されています。

2015年度の名目手取り賃金変動率（2.3%）よりも物価変動率（2.7%）が高くなるため、新規裁定年金、既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率（2.3%）によって改定されます【参考】。

ただし、マクロ経済スライドの発動により、「スライド調整率」（-0.9%）が乗じられることになり、前年度の本来水準からの年金額の改定率は1.4

**図表2 2015年度の新規裁定者(67歳以下)の年金額の月額例**

区 分	2014年度	2015年度
国民年金 (老齢基礎年金 [満額] : 1人分)	64,400円	65,008円 (+608円)
厚生年金 (夫婦2人分の老齢基礎年金 を含む標準的な年金額)	219,066円	221,507円 (+2,441円)

資料出所：厚生労働省

%となります。

さらに、特例水準の段階的な解消（-0.5%）があるため、前年度の特例水準の年金額からの改定率は、基本的に0.9%となります。【図表2】のとおり、2014年度よりも年金額は増加されますが、物価や賃金の上昇率よりも改定率が低くなることから、実質的には減額されることとなります。

### 3.最後に

前述のとおり、現行の仕組みでは、賃金や物価が一定以上の伸びがあればマクロ経済スライドが発動されますが、経済状況により、賃金や物価の伸びが小さくまたは下落した場合は、マクロ経済スライドによる調整は限定的またはまったく行われなことになることとなります。

ご承知のとおり、わが国では少子高齢化が急速に進み、現役世代が減る一方、平均寿命の伸びにより年金受給者は増加しており、年金財政は今後ますます厳しい状況になっていくことが予測されます。年金制度を永続的に持続させるという観点においては、給付水準の抑制が不可欠であり、今後、さらなる制度の変更があり得るといえるでしょう。

#### 参考 2015年度の名目手取り賃金変動率とスライド調整率の計算方法

- ◆名目手取り賃金変動率（2.3%）  

$$= \text{物価変動率 (1.027)} \times \text{実質賃金変動率 (0.998)} \times \text{可処分所得割合変化率 (0.998)}$$
(2014年の値) (2011~2013年度の平均) (2014年度の変化率)
- ◆スライド調整率（-0.9%）  

$$= \text{公的年金被保険者数の変動率 (0.994)} \times \text{平均余命の伸び率 (0.997)}$$
(2011~2013年度の平均)